

議案第93号

大田原市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
大田原市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

題名中「大田原市障害程度区分審査会」を「大田原市障害支援区分審査会」に改める。

第1条中「大田原市障害程度区分審査会」を「大田原市障害支援区分審査会」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。